

## 専門医の養成数や医療提供体制における専門医等 に関する論点整理（案）

### 【専門医の養成数について】

#### <中間まとめ>

- 新たな専門医の仕組みの議論においては、専門医の質に加えて、専門医の数も重要な問題である。
- 専門医の養成数については、患者数や疾病頻度を踏まえ、各養成プログラムにおける研修体制を勘案して設定されるべきである。

○ 新たな専門医の仕組みにおいて、診療科や地域における医師の適正数を誘導する方法を設けることについて。

#### <論点>

- ・ 新たな専門医の仕組みにおいて、診療科や地域における医師の適正数を誘導する方法を設けることについて、どう考えるか。
- ・ 医師の適正数を誘導する上で、まずはデータベース等の活用により医師の分布等の現状把握を行うことについて、どう考えるか。

○ 専門医の養成数の設定にあたり、国や都道府県内のバランスに配慮することについて。

#### <論点>

- ・ 専門医の養成数の設定にあたり、国や都道府県内のバランスに配慮することについて、どう考えるか。
- ・ 都道府県内のバランスに配慮する上で、当該都道府県の考え方を養成数に反映させる方法について、どう考えるか。

○ 新たに専門医を目指す医師が、専門とする領域や養成プログラムを選ぶ方法（病院（群）による募集・選考や医師からの応募の方法）について。

#### <論点>

- ・ 専門とする領域や養成プログラムを選ぶ方法（病院（群）による募集・選考や医師からの応募の方法）について、どう考えるか。
- ・ 養成プログラム等を選ぶ方法として、例えば、臨床研修におけるマッチングシステムを参考とすることについて、どう考えるか。

## 【医療提供体制における専門医】

### <中間まとめ>

- 医療提供体制全体の中で、医師の専門性の分布や地域分布について、グランドデザインを作ることが重要である。
- 国民のニーズに応え、かつ効率的な医療を提供するためには、現在のフリーアクセスを前提としつつ、「総合医」「総合診療医」や「領域別専門医」がそれぞれどこにいるのかを明らかにして、それぞれの特性を活かしたネットワークにより、適切な医療を受けられる体制を構築することが重要である。

○ **新たな専門医の仕組みにおいて、専門医の養成プログラムの地域への配置の在り方など、地域医療が改善するような制度設計を行うことについて。**

### <論点>

- ・ 専門医の養成プログラムの地域への配置の在り方など、地域医療が改善するような制度設計を行うことについて、どう考えるか。

○ **新たな専門医の仕組みの設計において、地域医療支援の観点から、例えば、養成プログラムの中に、へき地や医師不足地域における研修を取り入れるなど、地域偏在・診療科偏在の是正の効果に視点を置くことについて。**

### <論点>

- ・ 地域医療支援の観点から、養成プログラムの中に、へき地や医師不足地域における研修を取り入れるなど、地域偏在・診療科偏在の是正の効果に視点を置くことについて、どう考えるか。
- ・ 地域偏在・診療科偏在の是正の効果に視点を置く場合、例えば、一定期間の地域従事を要件とする奨学金を受給する専攻医<sup>(※)</sup>や、初期診療が地域で幅広く求められる「総合医」「総合診療医」等を対象として、へき地や医師不足地域における研修を取り入れることについて、どう考えるか。

(※)「専攻医」とは、専門医の養成プログラムにおいて研修中の医師をいう。

○ **大学病院等の基幹病院が地域の協力病院と連携して専門医の養成プログラムを作成し、その中で「地域医療の実践」も必須項目とすることで、総合的な診療能力が習得できるとともに、地域医療の確保にもつながることについて。**

### <論点>

- ・ 大学病院等の基幹病院が地域の協力病院と連携（病院群を形成）して専門医の養成プログラムを作成することについて、どう考えるか。
- ・ 病院群を形成する場合、養成プログラムの中で「地域医療の実践」も必須項目とすることについて、どう考えるか。

## 【専門医の位置づけ(医療制度上の位置づけ、情報開示等)について】

### <中間まとめ>

- 新たな専門医の仕組みは、プロフェッショナルオートノミー（専門家による自律性）を基盤として、設計されるべきである。
- 新たな専門医の仕組みの設計にあたり、専門医のキャリアや認定基準、更新基準など専門医に関する情報を国民に分かりやすく示すなどの仕組みが必要である。
- 専門医に関する情報は、医師が必要に応じて他の領域の専門医や高次医療機関の専門医を円滑に患者に紹介できるようなネットワークで活用できるようにすべきである。
- 広告が可能な医師の専門性に関する資格名等※については、新たな専門医の仕組みの構築に併せて見直すことが必要である。
  - ※ 現在、研修体制、試験制度等に関する一定の基準（厚生労働省告示に規定）を満たす団体が認定する専門医について、広告することが可能となっている。
- わが国における専門医の領域は概ね診療科に応じて設定されているため、新たな仕組みの下での専門医について、標榜科※と関連させることも将来的には考えるべきである。
  - ※ 現在、診療科名については、政省令に定められたものについて、原則として自由に標榜することが可能となっている。

### ○ 新たな専門医の仕組みにおける医療制度上の位置づけについて。

#### <論点>

- ・ 新たな専門医に関する医療制度上の位置づけの必要性について、どう考えるか。
- ・ 中間まとめで示された広告等の見直しについて、その見直しの方向性（新たな専門医の位置づけ等）について、どう考えるか。

### ○ 専門医に関する情報の開示の在り方について。

#### <論点>

- ・ 専門医の情報を国民に分かりやすく示すとともに、医師が他の領域の専門医等を円滑に患者に紹介できるようにする上で、情報開示の内容について、どう考えるか。
- ・ 専門医の情報に関するデータベースについて、どう考えるか。

### ○ プロフェッショナルオートノミーを基盤とした上で、新たな専門医の仕組みを、国がバックアップしていく必要性について。

#### <論点>

- ・ プロフェッショナルオートノミーを基盤とした上で、新たな専門医の仕組みの公益性を踏まえ、国がバックアップしていく必要性について、どう考えるか。

## 【国の関与の在り方について】

- 専門医を認定する新たな仕組みの構築にあたり、専門医の質の確保、地域偏在・診療科偏在の是正、第三者機関の運営に対する国の支援を含め、国による関与の在り方について。

### <論点>

- ・ 専門医を認定する新たな仕組みの構築にあたり、国による関与の在り方について、どう考えるか。